

令和4年度

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター  
(いこりあ)  
事業概要



茅ヶ崎市



「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」は、平成25年4月に「茅ヶ崎市女性センター」から名称変更することに伴い愛称を募集し、イコールな場所を意味する造語である「いこりあ」に決定しました。

★理由★

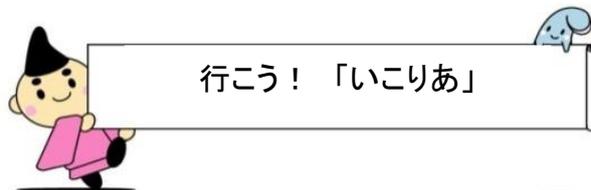
イコール equal（英語：同一であること）に場所を表す接尾語（接尾辞）の-ia を付したものです。

★応募者からのメッセージ★

この愛称が市民の皆さんに広く知られて、男女が互いにいっそう尊重しあい、あらゆる分野に共同で参画する意義を再認識され、またセンターがいきいきとした男女共同参画社会の実現の拠点として発展されることを願っております。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ」を活動拠点として、より一層暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んでいきます。

えぼし麻呂とミーナ



# 目 次

1	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの歩み	1
2	施設の概要	2
	（1）設置目的	2
	（2）所在地	2
	（3）床面積・貸出面積	2
	（4）概要	2
	（5）配置図	2
	（6）開館日時	3
3	施設管理事業	3
	（1）建物管理業務	3
	（2）各種サービス	3
	（3）施設の利用状況	4
	（4）利用状況の推移	4
	（5）会議室を利用できる方	5
	（6）利用者の登録について	5
	（7）利用申請手続き	5
4	令和4年度実施事業	6
	（1）第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標	6
	（2）託児ボランティア派遣事業	7
	（3）男女共同参画課における事業数、受講者及び託児数の推移	7
	（4）実施事業概要	8
	（5）情報コーナーに新たに加わった図書リスト	23
	（6）情報紙の発行	23
5	相談事業	24
	（1）設置目的	24
	（2）相談内容	24
	（3）相談実績	25
6	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	26
	（1）国際ソロプチミスト茅ヶ崎	26
	（2）茅ヶ崎市食生活改善推進団体	27

	(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会	28
	(4) マザーアース茅ヶ崎	29
	(5) ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会	30
7	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）	31
8	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図	37

## 1 茅ヶ崎市の男女共同参画の歩み

女性施策の総合的推進を図るため、昭和61年（1986年）に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（平成8年（1996年）「茅ヶ崎市女性行政推進会議」、平成14年（2002年）「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に改称）を設置しました。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇話会の提言を経て、平成3年（1991年）に委員13人で構成する「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性に関わる問題を解決するため、平成5年（1993年）に「ちがさき女性プラン」を策定しました。

そして、平成5年度（1993年度）から企画部文化室を女性行政の窓口とするとともに、諮問機関として市民で構成する「ちがさき女性プラン推進協議会」を設置しました。

平成10年（1998年）に、茅ヶ崎市女性センター（昭和58年（1983年））を現在地に移転、市長室市民活動推進課女性政策担当を茅ヶ崎市女性センター内に設置しました。

平成13年（2001年）に「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その推進、調査研究及び啓発事業の実施に努めてきました。

平成14年（2002年）に企画部男女参画社会課となり、女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、「女性のための相談室」を同年10月に開設しました。

平成17年（2005年）には、新たに4つの重点的に取り組むべき課題等を設定し、「ちがさき男女平等参画プラン」を見直し、改訂を行いました。

平成22年度（2010年度）には文化生涯学習部男女共同参画課となり、「ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成23年度～27年度）を策定しました。

平成24年度（2012年度）に条例改正を行い、平成25年（2013年）4月1日に茅ヶ崎市女性センターを茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）（以下、「男女共同参画推進センター」という。）と改称しました。

平成27年（2015年）には、更なる男女共同参画社会の形成の推進に向けて「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成28年度～32年度）を策定しました。

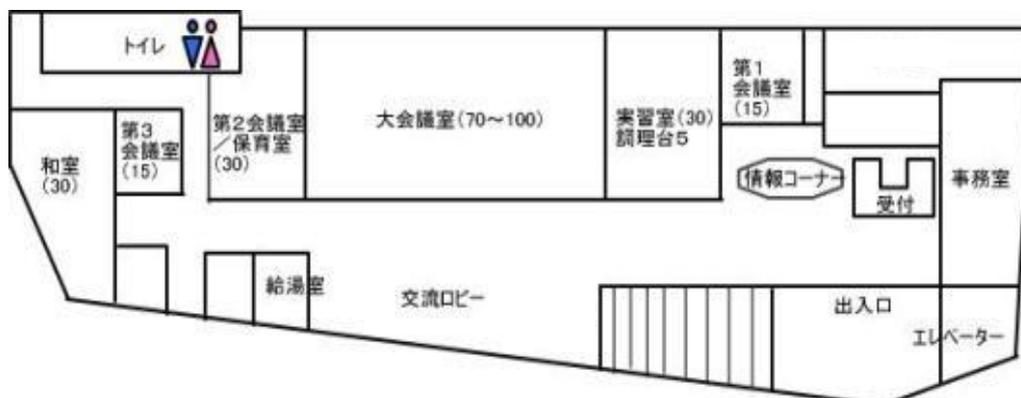
令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、茅ヶ崎市総合計画（令和3年度～12年度）に係る実施計画の策定期間が2年間延期になったことから、次期プランの策定を延期し、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の計画期間を当面の間（令和4年度を目途）、延伸しました。

## 2 施設の概要

- (1) 設置目的 男女共同参画社会の実現をめざし、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため。
- (2) 所在地 〒253-0044  
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階
- (3) 床面積 887.25㎡  
貸出面積 311.98㎡
- (4) 概要

会議室名	定員	面積	特徴
大会議室	100人	103.70㎡	講演会や会議に使用できます。軽度の体操は可能です。
第1会議室	15人	24.14㎡	小規模の会議に使用できます。
第2会議室	30人	48.25㎡	おもちゃや絵本があり、保育室としても使用できます。
第3会議室	15人	24.41㎡	小規模の会議に使用できます。
和室	30人	47.48㎡	会合のほか、少人数の体操も可能です。
実習室	30人	64.00㎡	調理実習ができます。調理台は5台あります。

(5) 配置図



(6) 開館日時

開館日 毎週月曜日から土曜日まで  
利用時間 午前 9時00分～12時30分  
午後 12時30分～17時00分  
夜間 17時00分～21時00分  
(ただし、7月から9月まで夜間21時30分まで開館)  
休館日 日曜日、年末年始(12月28日から1月3日まで)

### 3 施設管理事業

男女共同参画推進センターでは、皆様に安心して利用していただけるよう施設を管理し、その他各種サービスを実施しています。

(1) 建物管理業務

警備、消防用設備保守点検、昇降機保守点検、空調換気扇点検、電気設備保守点検、自動ドア保守点検、冷温水機・空調設備保守点検、加圧ポンプユニット保守点検をビル管理会社と共に実施しています。

(2) 各種サービス

No.	項目	内容
1	電子複写機	1面につき10円
2	印刷機	用紙持参(製版1回につき500枚まで100円)
3	テレビ、ビデオ	無料
4	CDラジカセ	無料
5	図書	無料、閲覧及び貸出し。貸出期間は14日間
6	ビデオテープ	無料
7	掲示板	無料、団体のポスターやチラシの掲示
8	コインロッカー	無料、コイン式ロッカー
9	給湯設備及び備品	無料、急須及び湯飲みの使用は休止



男女共同参画推進センターいこりあ 図書コーナー

(3) 施設の利用状況

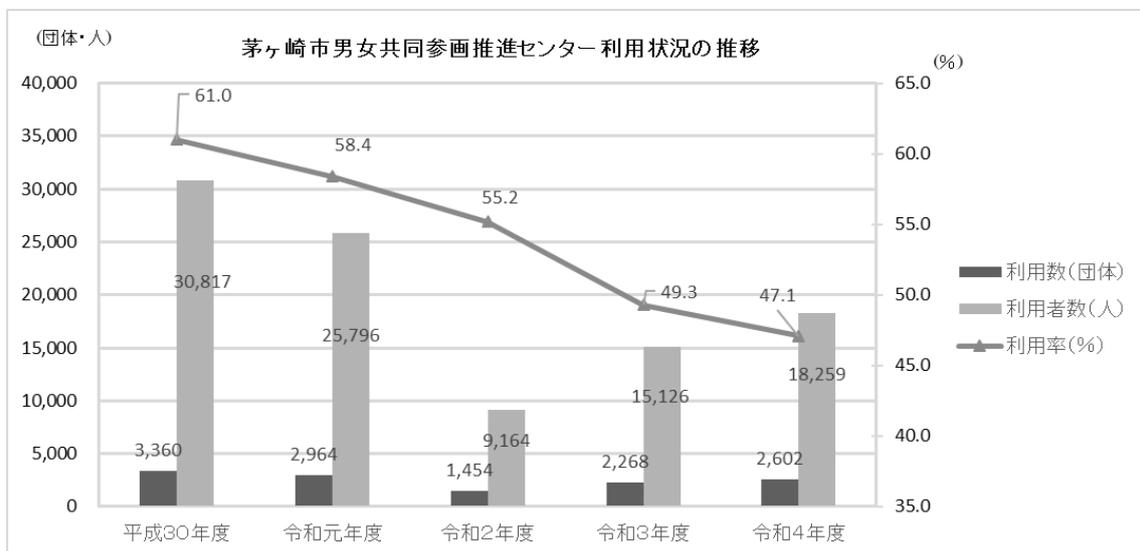
場 所	区分	団体数	男性(人)	女性(人)	合計(人)	*1 利用率(%)
大会議室	午前	268	521	2,189	2,710	87.3
	午後	246	468	1,444	1,912	80.1
	夜間	251	480	884	1,364	81.8
第1会議室	午前	157	88	666	754	51.1
	午後	232	140	991	1,131	75.6
	夜間	181	1,076	823	1,899	59.0
第2会議室	午前	178	93	986	1,079	58.0
	午後	190	46	752	798	61.9
	夜間	36	45	164	209	11.7
第3会議室	午前	65	47	271	318	21.2
	午後	124	81	523	604	40.4
	夜間	29	66	111	177	9.4
和 室	午前	235	86	1,676	1,762	76.5
	午後	198	85	923	1,008	64.5
	夜間	131	881	768	1,649	42.7
実習室	午前	51	135	426	561	16.6
	午後	22	66	205	271	7.2
	夜間	8	22	31	53	2.6
合 計		2,602	4,426	13,833	18,259	47.1*2

(期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日)

\*1 利用率＝利用団体数÷開館日数（令和4年度307日）

\*2 利用率＝利用団体数÷（開館日数×部屋数×時間区分数）

(4) 利用状況の推移



(5) 会議室を利用できる方

- ①男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- ②生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- ③その他市長が適当であると認める者

(6) 利用者の登録について

施設を利用するには、事前に「一般利用団体」としての申請が必要です。  
登録番号をお持ちでない方は、男女共同参画推進センターへご来館のうえ、「利用登録申込書」を記入し、申請を行います。

- ①センターで「利用登録申込書」を提出します。
- ②団体ごとに「登録番号」が付与されます。
- ③茅ヶ崎市公共予約システムで「登録番号」を使用し、施設の予約をします。

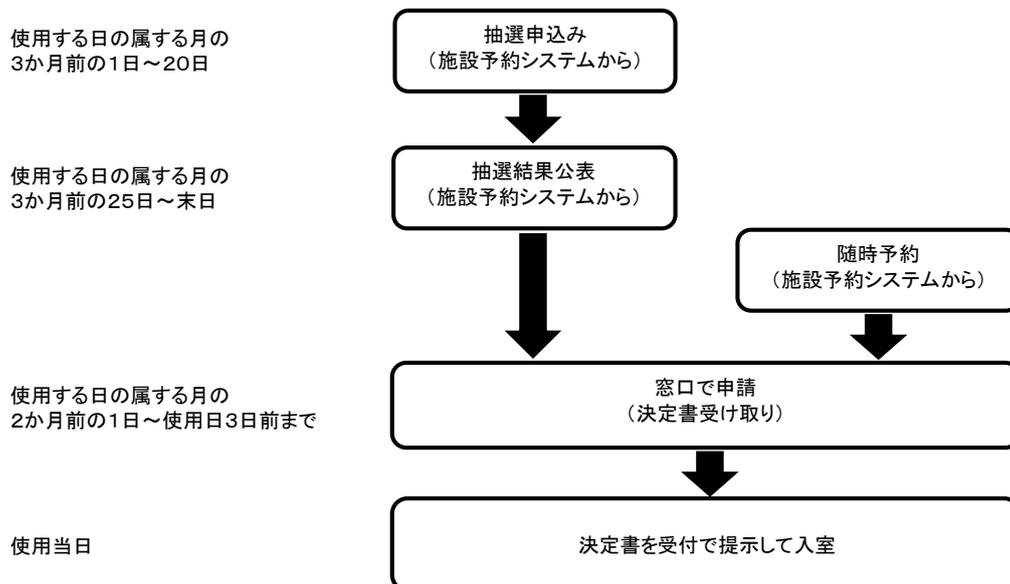
(7) 利用申請手続き

登録番号が付与されたら、茅ヶ崎市公共施設予約システムで施設の抽選の申込みや空き状況の確認、申込手続きをします。

例：9月1日に使用したい場合

- ① 6月1日～20日（抽選申込み）      ② 6月25日抽選結果公表
- ③（当選したら）7月1日～8月29日までに窓口で利用申請します。

## 会議室利用の流れ



※茅ヶ崎市公共施設予約システムは、公共端末（市内35か所\*令和5年4月時点）・インターネット・携帯電話で利用できます。

## 4 令和4年度実施事業

男女共同参画推進センターを活動拠点として、第2次ちがさき男女共同参画推進プランの目標に基づいて、女性問題の解決や女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）への支援、啓発講座や研修会を実施しています。

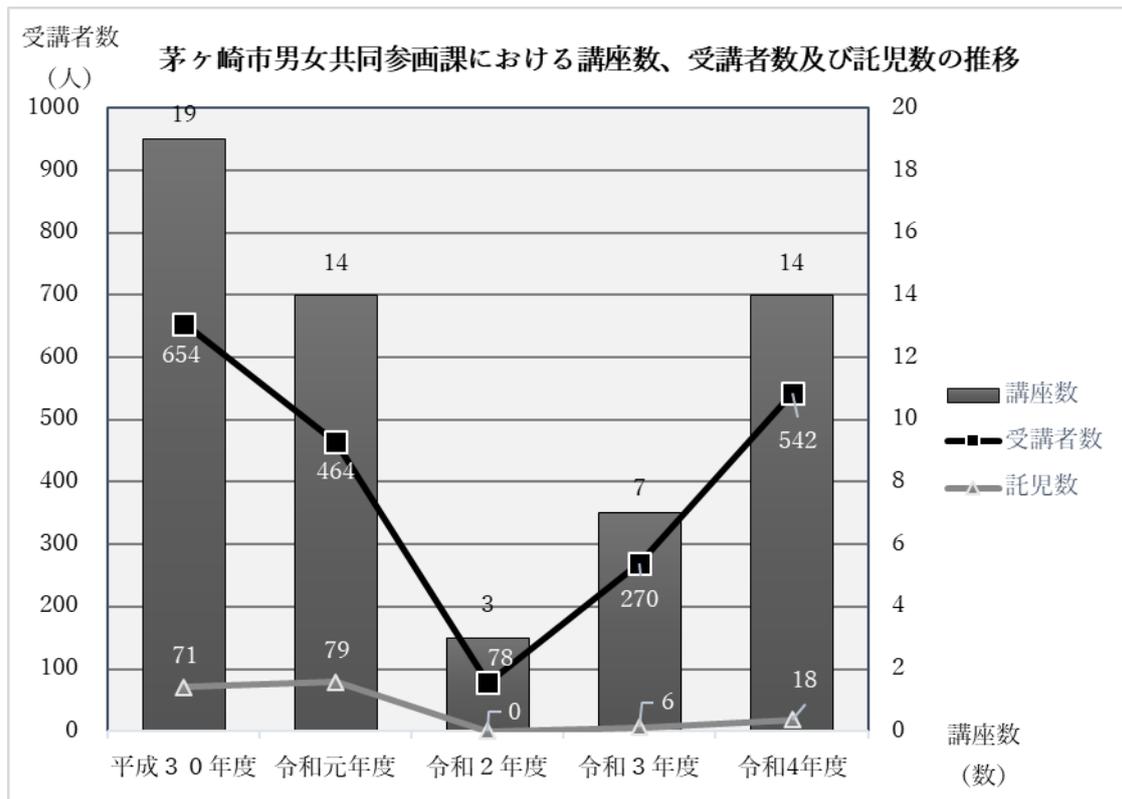
### (1) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標

目標 NO.	内 容
<b>基本目標 1</b>	<b>男女共同参画の意識啓発の推進</b>
目標 1	男女共同参画についての理解を促進する
目標 2	平和の尊さを啓発する事業と国際連携および協力を推進する
目標 3	人権尊重に対する理解を促進する
<b>基本目標 2</b>	<b>仕事と生活の両立ができる環境整備の促進</b>
目標 4	働きやすい環境をつくる
目標 5	子育て、介護がしやすい環境をつくる
目標 6	男性の家庭生活や地域生活への参画を進める
<b>基本目標 3</b>	<b>配偶者等に対する暴力の根絶 【茅ヶ崎市DV対策基本計画】</b>
目標 7	暴力根絶のための意識啓発を推進する
目標 8	暴力に関する相談体制の充実を図る
目標 9	暴力の被害者の保護・支援体制を確立する
<b>基本目標 4</b>	<b>生涯を通じた健康づくりと福祉の充実</b>
目標 10	女性の生涯にわたる健康を支援する
目標 11	様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する
<b>基本目標 5</b>	<b>男女が共に参画するまちづくりの推進</b>
目標 12	政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす
目標 13	地域における男女共同参画を推進する

(2) 託児ボランティア派遣事業

男女共同参画推進センターでは、子育て中の方が市主催の講座や会議等に参加できるよう、託児を実施しています。託児ボランティアスタッフは毎年3月に市内在住の方を対象に登録してもらい、対象の事業へボランティアとして派遣しています（資格不問）。

(3) 男女共同参画課における事業数、受講者数及び託児数の推移



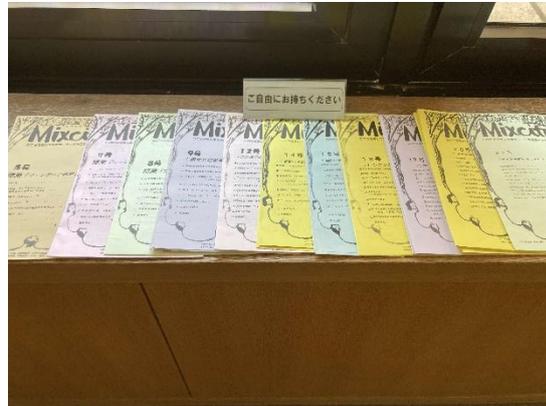
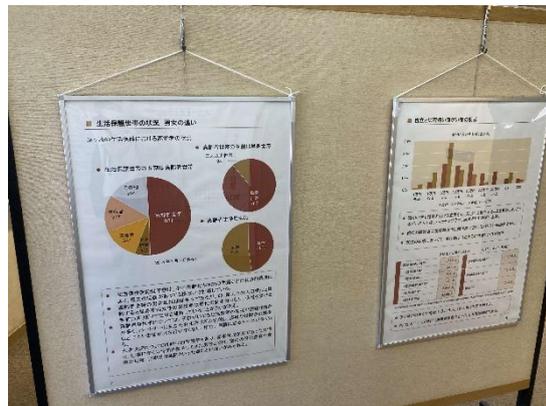
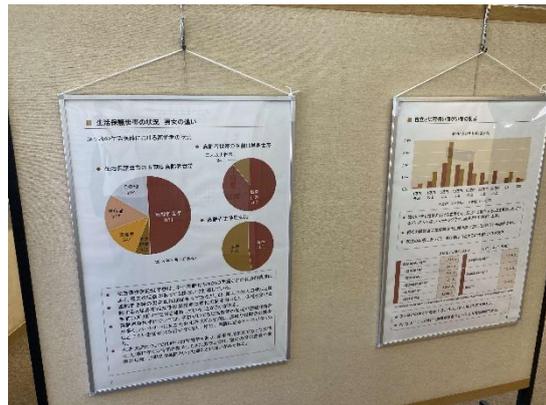
(4) 実施事業概要

実施事業 (1)

展示名	男女共同参画週間事業に関するパネル展
プラン	基本目標 1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標 1 男女共同参画についての理解を促進する
日時	(1) 令和4年6月10日(金) 13時から令和4年6月30日(木) 12時まで (2) 令和4年7月1日(金) 9時から令和4年7月8日(金) 12時まで
場所	(1) 茅ヶ崎市立図書館 展示ホール (2) 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

(1) 茅ヶ崎市立図書館 展示ホール





(2) 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ



実施事業（2）

講座名	アニメのヒーロー・ヒロインから見る 男女共同参画			
プラン	基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標3 人権尊重に対する理解を促進する			
日時	令和4年6月12日（日） 14時から16時まで			
場所	茅ヶ崎市立図書館第1会議室			
講師	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授 須川 亜紀子氏			
対象	市内在住、在勤、在学の方			
定員	30人			
内容	アニメの男女のヒーローの描かれ方が、時代を経てどのように変化してきたのかを男女共同参画の視点から考えます。 子どもの頃から何気なく見ている身近なアニメからたくさんの影響を受けていることに気づき、メディアリテラシーについても学びます。			
受講者	8人	男性	2人	託児

**講座**

**アニメのヒーロー・ヒロインから見る**

**男女共同参画**



**6/12(日)**

**14:00～16:00**

【場所】 図書館本館

【定員】 先着30名

【対象】 この講座に興味のある方

【申込】 5/16～6/5締切  
(託児は6/2締切)

アニメや特撮、テレビの中には、様々なヒーロー、ヒロインがいます。そして、ヒーロー・ヒロインは時代とともに変化しています。その変化から、男女共同参画について、そして性別に関わりなく自分らしく生きることについて考えてみましょう。




【お申込みはこちら】

**6/12開催講座の講師**

**須川 亜紀子 (すがわ あきこ) 氏**

横浜国立大学大学院  
都市イノベーション研究院教授



(講師紹介)  
専門は、アニメーションや2.5次元舞台などのポピュラー文化論、オーディエンス／ファン研究。単著に『少女と魔法』(2013) \*日本アニメーション学会賞2014受賞。『2.5次元文化論』(2021)。共著に、『コンテンツツーリズム』(2021)、Idology: in Transcultural Perspective (2021)、共編著に『アニメ研究入門<応用編>』(現代書館、2018)、『アニメーション文化55のキーワード』(2019) など。  
HP: akikosugawa.2-d.jp

実施事業（3）

講座名	”男” ”女” の視点で地域の防災力をアップする！ ～避難生活で命と健康を守れますか？～（全2回）				
プラン	基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進 目標13 地域における男女共同参画を推進する				
日時	(1) 令和4年6月25日（土） 10時から12時まで (2) 令和4年7月2日（土） 10時から12時まで				
場所	(1) 茅ヶ崎市立図書館第1会議室 (2) 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室				
講師	(1) 減災と男女共同参画 研修推進センター連携講師、 神奈川災害ボランティアネットワーク運営委員 塩沢 祥子氏 (2) 減災と男女共同参画 研修推進センター共同代表、 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員 浅野 幸子氏				
対象	市内在住、在勤、在学の方				
定員	各回30人				
内容	減災と男女共同参画研修推進センターの講師を招き、地域防災への女性の視点の必要性などを学びます。				
受講者	(1) 9人 (2) 7人	男 性	(1) 5人 (2) 2人	託 児	(1) なし (2) 2人

**講座** かなテラス（神奈川県立かながわ男女共同参画センター）共催

**「男」「女」の視点で地域の防災力をアップする！**

**～避難生活で命と健康を守れますか？～（全2回）**

※どちらかのみ参加も可能です。

**【第1回】講座**

**6/25(土)**

【場所】  
図書館本館

**【第2回】**  
ワークショップ

**7/2(土)**

【場所】  
いこりあ

地域防災を「男」「女」の視点で見つめ直し、その違いを活かした災害に強い地域づくりを講座・ワークショップで学びます。避難生活で具体的に何をすべきか、平常時から考えておきましょう。



【↑お申込みはこちら】



**各日10:00～12:00**

【定員】 各回先着30名

【対象】 この講座に興味のある方

【申込】 5/27～6/22締切  
(託児は6/12締切)

実施事業（4）

講座名	父子クッキング 子どもと一緒にマケドニア料理を作ってみよう！			
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める			
日時	令和4年7月30日（土） 10時から14時まで			
場所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 実習室			
講師	日本マケドニア友好協会 栗田 裕理氏 北マケドニア共和国出身 カライジエフ御夫婦			
対象	小学生の子とその父親			
定員	8組（1組につき子2人まで）			
内容	ワーク・ライフ・バランス（家庭・仕事・地域参加・趣味の充実）の実現に向けて、料理講座に父子で参加することにより、固定的役割分担意識をなくし、男性の家事育児への促進及び父と子の触れ合いを目的とし、夏休みの土曜日に父子で参加できる料理講座を開催します。。			
受講者	8組 (子ども11人)	男性	8人(父) 6人(子)	託児



**父子クッキング 子どもと一緒に  
マケドニア料理を作ってみよう！**

～ホストタウンでおとうさん～

**7/30(土)**  
**10:00～14:00**  
(9:45受付開始)  
いこりあ実習室



**【メニュー】** ※当日変更の可能性がありますので、ご了承ください。  
タフチェグラフィッチェ（巨料理、代表郷土料理）  
マケドニア風サラダ（トマトとピーマンを使います）  
キフリ（イーストパンロール）  
マケドニアブラゴ（甘いお菓子、デザート）

**【講師】** 栗田 裕理さん（日本マケドニア友好協会）  
クリスチャン ラスコフスキさん（北マケドニア共和国出身）

**【対象】** 父親とその小学生の子  
**【定員】** 先着8組（1組につき子2人まで可）  
**【持ち物】** エプロン、三角巾、ふきん、タオル  
（各自お持ちください）  
**【費用】** 1人500円  
**【申込】** 7月1日(金)9時～7月21日(木)



【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414



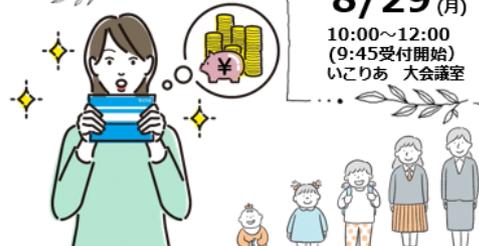
実施事業（5）

講座名	新米ママのためのマネー基礎講座				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる 基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標11 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する				
日時	令和4年8月29日（月） 10時から12時まで				
場所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室				
講師	神奈川県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 秋山 友美氏				
対象	女性（男性は夫婦での参加の場合は可）				
定員	30人				
内容	近年、女性のライフスタイルは多様化し、多くの選択肢を持つようになってきましたが、結婚や出産などライフステージの変化により、望まない離職を選択せざるを得ない女性もいます。 新米ママを対象として、出産や子育て等人生にかかるお金についてや、子どもにかかる教育費やママの働き方や働く時間で変わる収入や税金等の仕組みについて学びます。				
受講者	4人	男性		託児	3人

## 新米ママのための マネー基礎講座

参加費  
無料

**8/29**（月）  
10:00～12:00  
（9:45受付開始）  
いこりあ 大会議室



女性のライフスタイルは多様化し、多くの選択肢を持つようになってきました。今回は新米ママを対象として、出産や子育て等人生にかかるお金や子どもにかかる教育費、ママの働き方や働く時間で変わる収入、税金等の仕組みについて学びましょう。

**対 象：**女性（男性は夫婦での参加の場合のみ参加可能）  
**定 員：**先着30名  
**費 用：**無料  
**託 児：**先着5名（無料、6カ月から10歳まで）  
**申込期間：**7月19日（火）～8月15日（月）  
託児のお申込は、8月8日（月）まで

【お申込みはこちら】



【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

### 講師紹介



**秋山 友美**（あきやま ともみ）さん  
神奈川県金融広報委員会  
金融広報アドバイザー

### 会場アクセス

茅ヶ崎市新栄町12-12  
茅ヶ崎トラストビル4階  
（茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度）

※自動車の駐車場はございません。  
公共の交通機関をご利用ください。



<<注意事項>>

- ◆ 御連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報も提供することがあります。
- ◆ 体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加を御遠慮ください。
- ◆ 御来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

実施事業（6）

講座名	セカンドライフに向けて 女性のためのマネー講座			
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる 基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標11 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する			
日時	令和4年9月6日（火） 10時から12時まで			
場所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室			
講師	神奈川県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 秋山 友美氏			
対象	50代以上の女性（男性は夫婦での参加の場合は可）			
定員	30人			
内容	人生100年時代において、長寿リスクに備えた資産寿命を延ばす自助努力が必要になってきましたが、男性よりも平均寿命の長い女性の人生の折返し地点ともいえる50代以上を対象として、社会保険、税や年金制度、老後にいくらお金があれば安心できるのかなど、これからの人生で必要なお金について学びます。			
受講者	20人	男性		託児

**セカンドライフに向けて** 参加費無料

**女性のためのマネー講座**



9/6 (火)

10:00~12:00  
(9:45受付開始)

いこりあ 大会議室

講師紹介



**秋山 友美 (あきやま ともみ) さん**

神奈川県金融広報委員会  
金融広報アドバイザー

---

**会場アクセス**

茅ヶ崎市新栄町12-12  
茅ヶ崎トラストビル4階  
(茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度)

※自動車の駐車場はございません。  
公共の交通機関をご利用ください。



<<注意事項>>

- ◆ 御連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。
- ◆ 体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加も御遠慮ください。
- ◆ 御来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

**対象**：50代以上の女性（男性は夫婦での参加の場合のみ参加可能）

**定員**：先着30名

**費用**：無料

**託児**：先着5名（無料、6カ月から10歳まで）

**申込期間**：8月1日（月）～8月30日（火）

託児のお申込は、8月23日（火）まで 【お申込みはこちら】



【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

実施事業（7）

講座名	パパの子育て応援講座 パパ's絵本 ライブ&トーク				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日時	令和4年10月2日（日） 10時から12時まで				
場所	茅ヶ崎市立図書館 第1会議室				
講師	NPO法人ファザーリング・ジャパン 安藤 哲也氏、 パパ's絵本プロジェクト 西村 直人氏、田中 尚人氏				
定員	30人（15組程度）				
内容	父親の育児への積極的参加をテーマとした親子で楽しめる絵本の読み聞かせと、父親の視点に立った子育てトークのライブを実施します。0歳～未就学児の父親(母親)、プレパパ(ママ)を対象にしたセミナーとします。				
受講者	28人	男性	11人	子ども	12人

パパの子育て応援講座  
**パパ's 絵本ライブ&トーク**

**10/2(日)**  
**10:00~12:00**  
(9:45受付開始)  
図書館 第1会議室



【講師】パパ's 絵本プロジェクト  
NPO法人ファザーリングジャパン  
安藤哲也さん、西村直人さん、田中尚人さん

親子で楽しめる絵本の読み聞かせと、父親視点に  
立った子育てトークのライブを開催します！  
先輩パパから育児のコツを学んでみませんか。

対象：未就学児のお子さんとパパ、  
これからパパになる方。  
(ママも一緒に参加できます！)  
定員：先着15組（30名程度）  
申込：9月2日(金)9時～9月25日(日) 【お申込みはこちら】  
電子申請システムからお申込みください。



【お問合せ】茅ヶ崎市男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

【パパ's 絵本プロジェクト】

仕事で知り合った育児中の男性たちが、お互いの育児の苦労談や、子どもに読んできた絵本の話で盛り上がり「なんかやろうか!」と2003年にスタートさせたプロジェクト。以後19年間、全国で活動を展開し、各地で影響を受けた「絵本を読むパパチーム」が続々と誕生しています!



【会場アクセス】  
茅ヶ崎市東海岸北  
1-4-55  
(茅ヶ崎駅南口より徒歩7分程度)  
※自動車の駐車場はございません。  
公共交通機関を御利用ください。

<<注意事項>>

- ※講座開催の趣旨により、女性のみ参加は御遠慮いただきます。あらかじめ御了承ください。
- ※御連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万一、新型コロナウイルス感染発生等の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。
- ※体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加を御遠慮ください。
- ※御来場の際、大人の方は、マスクの着用をお願いします。
- ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

実施事業（8）

講座名	パパの子育て応援講座 お父さんのためのほしつ☆メソッド				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日時	令和4年10月15日（土） 10時～12時				
場所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室				
講師	子ども育成相談課 主事 小山 織星、主任 大木 真希				
対象	0歳から未就学児の父親、これから父親になる方（夫婦での参加可）				
定員	30人				
内容	ほしつメソッドとはみんなでしつづけの練習をする講座です。子どもへの伝わりやすい言い方・ほめ方・注意のしかたを練習します。毎年100人以上の方が受講されている講座をパパ向けに開催します。				
受講者	20人	男性	17人	託児	8人

パパの子育て応援講座  
**お父さんのための「ほしつ☆メソッド」**



**10/15(土)**  
**10:00～12:00**  
(9:45受付開始)  
いこりあ大会議室

みんなでしつづけの練習をする子育て練習講座です。子どもへの伝わりやすい言い方・ほめ方・注意のしかたを練習します。毎年100人以上の方が受講されている講座をパパ向けに開催します！

**対象：未就学児の父親、これから父親になる方（夫婦一緒に参加も可）**  
**定員：先着30名**  
**申込：9月12日(月)9時～10月7日(金)**  
**託児：先着10名(無料、6か月から未就学児まで)** 【お申込みはこちら】  
**託児の申込は、9月29日(木)まで**

【お問合せ】茅ヶ崎市男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

**【講座概要】**  
「ほしつ」とは、「ほめる」、「しかる」、「つたえる」の頭文字を取った言葉です。お父さん向けの講座では、子どもへの基本的な8つの対応技術「ちはっさく」のうち代表的なものをみんなで楽しく練習します。



【講師】  
子ども育成相談課  
小山・大木

**【会場アクセス】**  
茅ヶ崎市新栄町12-12  
茅ヶ崎トラストビル4階  
(茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度)



※自動車の駐車場はございません。公共の交通機関を御利用ください。

**<<注意事項>>**  
※講座開催の趣旨により、女性のみ参加は御遠慮いただきます。あらかじめ御了承ください。  
※御連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生等の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。  
※体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加を御遠慮ください。  
※御来場の際は、マスクの着用をお願いします。  
※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただきます場合があります。

実施事業（9）

講座名	女性のための法律講座 ～知っておきたい知識と法律～				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる 基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する 基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標11 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する				
日時	令和4年11月25日（金） 14時から16時まで				
場所	茅ヶ崎市立図書館 第1会議室				
講師	川崎総合法律事務所 弁護士 本田 正男氏				
対象	女性				
定員	30人				
内容	婚姻、離婚、DVやストーカー被害など女性の人生における様々な転機や危機において、自分らしい選択をし、自立した女性として自信をもって暮らしていくために女性が必要な法律の知識を学びます。				
受講者	12人	男性		託児	2人

## 女性のための法律講座

～知っておきたい知識と法律～

参加費  
無料

11/25(金)  
14:00～16:00  
(13:45受付開始)  
茅ヶ崎市立図書館第1会議室

婚姻、離婚、DVやストーカー被害など女性の人生における様々な転機や危機において、自分らしい選択をし、自立した女性として自信をもって暮らしていくため女性に必要な法律の知識を学びましょう。

対象：女性  
定員：先着30名  
費用：無料  
託児：先着5名（無料、6カ月～10歳まで）  
申込期間：10月25日（火）～11月20日（日）  
託児のお申込は、11月15日（火）まで

【お申込みはこちら】

【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

**講師**  
川崎総合法律事務所 弁護士  
ほんだ まさお  
**本田 正男さん**

会場アクセス

東海岸北1-4-55  
茅ヶ崎市立図書館本館  
(茅ヶ崎駅南口より徒歩7分程度)

※自動車の駐車場はございません。  
公共交通機関を御利用ください。

<<注意事項>>

- ◆ 御連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。
- ◆ 体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加を御遠慮ください。
- ◆ 御来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催も中止させていただく場合があります。

実施事業（10）

講座名	出産ジャーナリストに学ぶ 「キャリア」と「産み時」		
プラン	基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標10 女性の生涯にわたる健康を支援する		
日時	令和5年2月18日(土) 10時から12時まで		
場所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室		
講師	出産ジャーナリスト 河合 蘭氏		
対象	女性（男性は夫婦での参加の場合は可）		
定員	女性30人		
内容	女性が生涯にわたって健康に過ごすために、健康に関する知識を提供する講座として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性の自己決定権）について学びます。		
受講者	6人	男性	託児

出産ジャーナリストに学ぶ！

## 「キャリア」と「産み時」

【日時・場所】  
令和5年2月18日(土)  
10:00~12:00  
いこりあ 大会議室



女性の社会進出が進み、35歳以上で子どもを出産する方が増えてきました。自身のライフサイクルの中での妊娠・出産について学びませんか？

講師 河合 蘭さん(出産ジャーナリスト)

対象 女性（御夫婦での参加・オンラインでの参加可）

定員 先着30名

費用 無料

託児 先着5名（無料、6か月から未就学児まで）

申込 1月10日(火)~2月12日(日)  
託児申込は、2月7日(火)まで 【お申込みはこちら】

【お問合せ】茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

【講師紹介】



かわい らん  
河合 蘭さん

【著書】◎『卵子老化の真実』(文春新書)  
◎『未妊-「産む」と決められない』(NHK出版)  
◎『助産師と産む-病院でも、助産院でも、自宅でも』(岩波書店)  
◎『安全なお産、安心なお産-「つながり」で築く、壊れない医療』(岩波書店) など

【会場アクセス】  
茅ヶ崎市新栄町12-12  
茅ヶ崎トラストビル4階  
(茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度)  
※自動車の駐車場はございません。  
公共交通機関をご利用ください。



<<注意事項>>

- ◆御連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の開催以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。
- ◆体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加を御遠慮ください。
- ◆到来の際は、マスクの着用をお願いします。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催の開催を中止させていただく場合があります。

実施事業（11）

講座名	国際女性の日特別企画 「女性のエンパワーメント講座」 仕事で役立つアサーティブ講座			
プラン	基本目標3 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる 基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進 目標12 政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす。			
日時	令和5年3月11日（土） 13時30分から15時30分まで			
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室5			
講師	特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師 中野 満知子氏			
対象	女性			
定員	30人			
内容	アサーションの基本的な考え方である自他尊重の考えを理解した上で、自分の意見や要求を適切に相手に伝える方法を学ぶことで、家庭や職場等の様々な場面で円滑な人間関係を構築できるようにします。			
受講者	5人	男性		託児 1人



## 3/11(土)開催

# アサーティブ講座 講師紹介



なかの まちこ  
**中野 満知子 さん**

札幌生まれ。  
1989年自主グループを設立。女性学を学びながら、講座や講演会などを企画、実施。  
ミニコミ紙発行などの活動を続ける中、1995年アサーティブトレーニングに出会う。その後トレーナーとしての研修を積み、98年、森田汐生とアサーティブジャパンを立ち上げた。  
12年間事務局長を務めたのち退任。現在、アサーティブジャパン認定講師として活躍中。

実施事業（12）

講座名	国際女性の日特別企画 「女性のエンパワーメント講座」 無意識の思い込み アンコンシャスバイアスって何？			
プラン	基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標1 男女共同参画についての理解を促進する。 基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進 目標13 地域における男女共同参画を推進する。			
日時	令和5年3月18日（土） 13時30分から15時まで			
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室5			
講師	一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所 講師 坂爪 美奈子氏			
対象	女性			
定員	30人			
内容	「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」が職場や家庭、地域社会でどのような影響を及ぼすのか、自分の意識をアップデートすることで、自分自身の可能性を広げることを目的とし開催します。			
受講者	4人	男性	託児	2人



## 3/18(土)開催

# アンコンシャスバイアス講座 講師紹介



さかづめ みなこ

**坂爪 美奈子 さん**

1989年に証券会社の営業としてキャリアをスタート。その後、アパレル大手2社で、人事責任者として、採用・社員教育を担当。ソウル・上海・香港等、国外店舗での販売スタッフの育成にも携わる。2019年1月、人財教育コンサルタントとして独立。業種業界をとわず、複数社の顧問として、顧問契約先企業のマネジメント研修をはじめとした社員教育にも従事。これまでの研修受講者は、のべ1万人におよぶ。

2020年より、一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所の講師として、アンコンシャスバイアスをテーマとした登壇を重ねている。

実施事業（13）

講座名	中学生向けデートDV予防講座			
プラン	基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する			
日時	(1) 令和5年2月21日（火）13時20分から14時50分まで (2) 令和5年3月1日（水） 13時20分から14時50分まで			
場所	(1) 松波中学校 体育館 (2) 第一中学校 体育館			
講師	(1) 松波中学校 認定NPO法人エンパワメントかながわ 阿部 真紀氏、原澤 千明氏、羽根坂 恵美子氏、川原 敬子氏 天野 瑛心氏 (2) 第一中学校 認定NPO法人エンパワメントかながわ 阿部 真紀氏、原澤 千明氏、羽根坂 恵美子氏、石塚 そよか氏			
対象	(1) 松波中学校 3年生 (2) 第一中学校 3年生			
定員	(1) 150人 (2) 250人			
内容	デートDVの特徴と実態を理解し、防止の対策などを伝え、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を推進します。			
受講者	(1)約150人 (2)約250人	男性		託児

実施事業（14）

展示名	女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展
プラン	基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標1 男女共同参画についての理解を促進する 基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する
日時	(1) 令和4年11月11日(金) から11月17日(木) まで (2) 令和4年11月18日(金) から11月30日(水) まで
場所	(1) 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ (2) 茅ヶ崎市立図書館展示ホール
内容	内閣府などが主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間)の趣旨を踏まえ、DV予防に関する展示を行います。また、DV予防等の事業を行っている男女共同参画推進センターの存在の認知度を向上させるため、紹介を行うとともに、さらに男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画推進に寄与する活動を行っている登録団体の展示を行いました。



(5) 情報コーナーに新たに加わった図書リスト

NO	図書名	著者名	出版社
1	男が痴漢になる理由	斉藤 章佳	イースト・プレス
2	月曜断食「究極の健康法」でみるみる痩せる	関口 賢	文藝春秋
3	ちつのトリセツ 劣化はとまる	原田 純	径書房
4	はっけん！ほとけさまのかたち	奈良国立博物館	奈良国立博物館
5	46歳で父になった社会学者	工藤 保則	ミシマ社

(タイトル 50 音順)

(6) 情報紙の発行

情報紙「いこりあ通信」は、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関する情報をわかりやすく市民に提供するため、年1～2回発行しています。

- ・ 配布場所 市役所、男女共同参画推進センター、その他公共施設

巻数	内容
第17号 (令和5年3月発行)	1年間にある女性に関する「日」や「週間」などの紹介、女性のための相談室・法律相談やセンターの利用案内について

**いこりあ通信**  
第17号 男女共同参画情報紙  
令和5年(2023年)3月

3月8日は、「国際女性の日」です。世界中でジェンダー平等について考えるイベントが開催され、本市でも「女性のエンパワーメント講座」を実施しました。今号では、国際女性の日のように、1年間にある女性に関する「日」や「週間」などを紹介します。それぞれの日の由来などについて知り、考え、身近にある課題に気づきまっけつくりのため、女性向けの時期には、関連する報道がされたり、イベントなどが開催されます。本市でも、それぞれの時期に講座やパネル展の実施などを予定していますので、ぜひ御参加ください。

**3月8日「国際女性の日」**

国連は1975年の国際婦人年次に、3月8日を「国際女性の日」と定め、1977年には国連総会で「国際女性の日(International Women's Day)」が決議されました。

国際女性の日と関連する記念日に、「ミモザの日」があります。ミモザの日は、イタリアでの国際女性の日の別称です。

イタリアではほとと、日頃の感謝を込めて男性から女性へとミモザの花を贈る習慣があります。3月8日ごろは、ちょうどイタリアでミモザが咲き始める時期です。イタリアでは、ミモザに「感謝」という言葉があります。ミモザの日と国際女性の日の関連性が、イタリア以外の国にも広がり、ミモザは国際女性の日のシンボルとなり、ミモザの色である黄色がシンボルカラーとして使われています。

なお、国連が定める少女のための国際ガールズ・デー(International Day of the Girl Child)は10月11日です。

**6月23日から29日までの1週間「男女共同参画週間」**

男女が、互いにその人権を尊重しつづきながらも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、「男女共同参画週間」が設けられています。

毎年、キャッチフレーズが公募により決められます。令和4年度のテーマは、「あたららしい」を築く。「あたららしい」社会へ。

**11月12日から25日までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」**

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行動等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、女性に対する暴力の根絶には、女性の立場の尊重があることから、女性の立場の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」が設けられています。

この期間には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーを背景にライトアップする「パープル・ライトアップ」が実施されます。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。

## 5 相談事業

### (1) 設置目的

家庭で、地域で、職場で様々な悩みを抱える女性の自立支援を目的として、「女性のための相談室」を男女共同参画推進センターに設置しています。

### (2) 相談内容

夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩み相談を実施しています。（相談は無料、秘密は厳守）

- ① 電話相談・・・一般相談（相談者：女性相談員）  
毎週月曜日～金曜日  
10時00分～16時00分
- ② 面談相談（予約制）・・・一般相談（相談者：女性相談員）  
毎週月曜日～金曜日（第2火曜日及び第4火曜日は除く）  
10時00分～16時00分
- ③ 法律相談（予約制）・・・専門相談（相談者：女性弁護士）  
毎月第2火曜日及び第4火曜日  
13時00分～16時00分

※祝日・年末年始は休み

電話 0467-84-4772（直通）

場所 男女共同参画推進センター（日曜日、年末年始は休館）



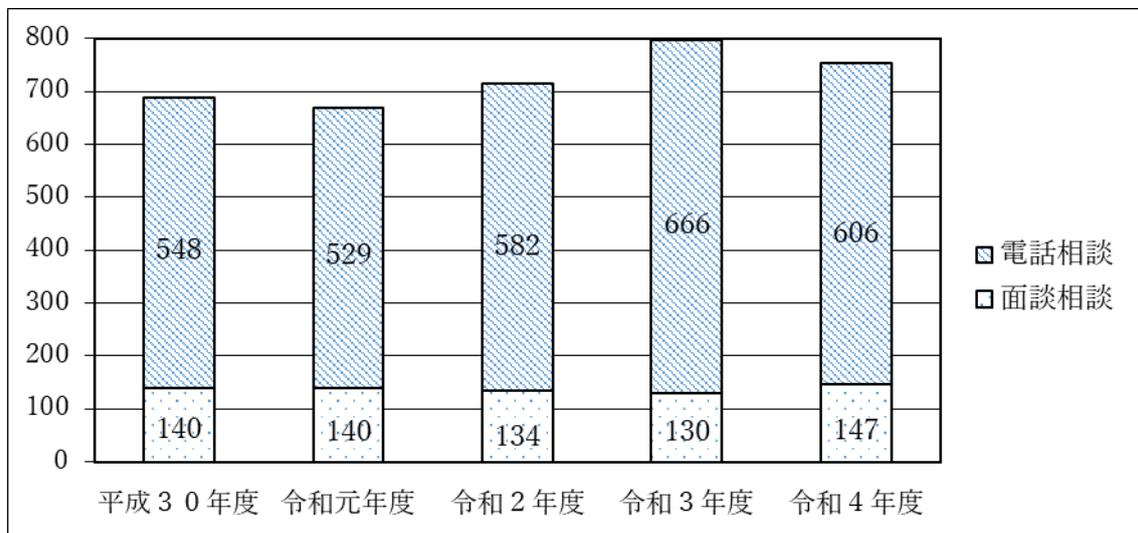
(3) 相談実績

令和4年度は、一般相談として電話相談が606件、面談相談が147件、合計で753件の相談がありました。また、専門相談として57件の法律相談がありました。

① 内容別相談件数

内 容	電話相談	面接相談	合 計
暴力	66	108	174
夫婦	129	27	156
家族・親族	114	5	119
対人関係	215	4	219
生活困窮等	12	1	13
求職	2	0	2
医療	62	1	63
その他	6	1	7
<b>総合計</b>	<b>606</b>	<b>147</b>	<b>753</b>

② 相談件数の推移



## 6 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体は、女性の社会参加の促進または地位の向上を目的として活動する団体として市と共催事業や研修会などを実施しています。

### (1) 国際ソロプチミスト茅ヶ崎

#### ～ソロプチミスト とは～

“soror ソロ（姉妹）” “optima オプティマ（最善）” という二つのラテン語から採って作られた「女性のために最良」という意味です。国際ソロプチミストは4つの連盟（アメリカ、ヨーロッパ、グレートブリテン&アイルランド、サウス・ウエストパシフィック）から成る連合体で、123ヶ国、約3,100のクラブ、約9万人の会員を擁しています。国際ソロプチミストは管理職、専門職に就いている女性の世界的組織であり、「理解促進、提唱活動」を通して女性のグローバルボイスである。

#### 〈活動目的〉

国際親善と理解および友情を通じて、女性の地位向上・高い倫理基準・万人の人権・平等・開発・平和を求め努力する。

#### 〈活動内容〉

##### ・周年記念事業

認証時：茅ヶ崎中央公園「ベンチ8脚」、5周年：ペルー「井戸掘り資金と緊急医療費」、10周年：茅ヶ崎市「デイケアバス2台」、15周年：茅ヶ崎市「植樹ホルトノキ」、20周年：茅ヶ崎市図書館「太陽電池・電波時計」と茅ヶ崎市公園野球場「ハイブリット街路灯2基」、30周年：茅ヶ崎市市民ふれあいプラザ前庭「ソーラー式三面モニュメント時計」とハマミーナ「壁掛け時計」

##### ・寄付

国際ソロプチミストアメリカ連盟、国際ソロプチミスト日本東リジョン、湘南つつみ苑（ジャンプの家）、小出川に親しむ会、ソロプチミスト日本財団、障害者地域作業所 工房「朱」、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金、茅ヶ崎障害者センター「湘南鬼瓦」、茅ヶ崎市社会福祉協議会、社会福祉法人「翔の会」、茅ヶ崎市文化振興基金茅ヶ崎市美術館、茅ヶ崎市図書館、日本語で心をつなぐ会、茅ヶ崎交響楽団、文教大学 文教ボランティアズ、アレセイア湘南高等学校、茅ヶ崎国際交流協会、かながわ都市緑化茅ヶ崎フェア ほか

〈活動日〉 毎月第3木曜日（13：30～15：30）

〈活動場所〉 市民ギャラリー ネスパ

〈ホームページ〉 <http://www.si-chigasaki.jp/>

〈設立〉 1986年5月21日（日本では198番目）

〈会員数〉 16人

〈連絡先〉 [soroptimist.chigasaki@gmail.com](mailto:soroptimist.chigasaki@gmail.com)



国際ソロプチミスト  
ロゴマーク

## (2) 茅ヶ崎市食生活改善推進団体

### 〈活動目的〉

固定的性別役割分業を意識せず、公衆衛生の向上と食生活の改善を通じて男女の健康維持を支援する傍ら地域貢献活動として、男性の料理教室などに講師を派遣し、男性の地域参加を進めると共に女性の社会参加を促進する。食を通じた健康づくり活動を推進している。

### 〈活動内容〉

- ・茅ヶ崎市関係課の主催する料理教室や栄養教室への講師の派遣
- ・男性料理教室への講師派遣などによる食生活改善
- ・普及活動並びに健康維持を支援する事業の開催
- ・会員資質向上を目指して各種研修会の開催

〈活動日〉 毎月第4水曜日午前

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、各地域公民館

〈ホームページ〉 なし

〈設立〉 1971年4月

〈正会員〉 52人

〈会費〉 3000円/年

※会費3000円の内訳（茅ヶ崎市食改500円・茅波会2500円）

〈会員募集〉 市の主催する「ちがさき健康づくり講座」を受け（一年間）終了した方が入会できます。

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

〈連絡先〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

電話 0467-81-4425



### (3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

#### 〈活動目的〉

市内に居住する母子及び父子・寡婦の精神安定を図り、自立促進に努め、福祉向上に資する。

#### 〈活動内容〉

- ・生活に関する相談指導
- ・会員相互の研修及び親睦を図るための会合、行事等
- ・母子家庭及び寡婦家庭に関する調査研究
- ・関係機関及び他の母子団体との連絡提携
- ・福祉会の運営資金を調達するための事業
- ・緊急母子貸付金に関する相談指導
- ・その他福祉会の目的達成に必要な事業

〈活動日〉 不定期に事業展開

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、茅ヶ崎市内など

〈ホームページ〉 なし

〈設立〉 1978年4月

〈正会員〉 33人

〈会費〉 800円/年

〈その他費用〉 その時々に応じる

〈会費募集〉 随時

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 日下 春美 (くさか はるみ)

〈連絡先〉 日下 春美 (くさか はるみ)

電話 0467-52-5281

FAX 0467-52-5281

ひとり親家庭の皆さんへ…  
仲間づくりに  
参加しませんか



茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

#### (4) マザーアース茅ヶ崎

##### 〈活動目的〉

全ての女性たちがもつ特性や個性を活かす場として、互いの人権と人格を尊び温かくおおらかな人間関係のなかで社会参画をする集いとする。

カテゴリー別に問題を掘り下げ、男女問わず参加者全ての協力の下、問題の改善に力を尽くす事とする。

##### 〈活動内容〉

- ・ 防災分野における男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・ 市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のためのイベントなどを企画開催
- ・ 「組織のあり方」を考える学習会、シンポジウムの開催

〈活動日〉月に1度の定例会 他イベント企画時は多数日

〈活動場所〉茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉 <https://mother-earth-chigasaki.net/>

〈設 立〉2018年8月8日

〈会員数〉入退会という形式は取らず、参加型とする

〈入会金〉なし

〈会則等〉あり

〈代表者〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

〈連絡先〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

電 話 090-3236-6285

E-mail mother\_earth@aroma.ocn.ne.jp



## (5) ミクシテ 「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会

### 〈活動目的〉

学習と活動を通して、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を推進し、多様性を認め合う男女平等のまちづくりをすすめる。

### 〈活動内容〉

- ・男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のための講座などを企画開催  
（6月の男女共同参画週間に合わせて講座を実施するなど含む）
- ・当事者の目線で、女性（男性）の人権に結びついた情報の発信（情報誌の発行）

〈活動日〉 毎月1回木曜日夜 他に不定期

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉 なし

〈設 立〉 2004年12月

〈会員数〉 11人

〈会 費〉 正会員2000円/年、賛助会員1000円/年

〈会費募集〉 随時

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 松本 順子（まつもと じゅんこ）

〈連絡先〉 松本 順子（まつもと じゅんこ）

電 話 0467-83-8493

FAX 0467-83-8493

E-mail tjyymatsu03@gmail.com



## 7 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）

平成9年12月25日

条例第24号

（趣旨）

第1条 この条例は、茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 男女共同参画社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、もって男女平等社会の更なる成熟に寄与するため茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	茅ヶ崎市新栄町12番12号

（休館日等）

第3条 センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

（使用することができる者）

第4条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- (2) 生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- (3) その他市長が適当であると認める者

（登録）

第5条 前条第1号に規定する者が団体である場合において、当該団体が次の各号に掲げる要件のいずれをも具備するときは、登録を受けることができる。

- (1) 男女共同参画社会の形成を目的とする団体で一定の事業計画をもって活動していること。
- (2) 5人以上の者から構成される団体でその構成員の10分の7以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 規約その他これに準ずるものを定めていること。

2 前項第4号の規約その他これに準ずるものには、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 構成員の資格に関する事項
- (5) 代表者に関する事項
- (6) 会議に関する事項

（登録の取消し）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が引き続き登録をすることが適当でないとしたとき。

(使用の承認等)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第8条 市長は、センターの使用が、同一の者が同一の内容で7日以上連続して使用するもの又は例日を定めて使用するものであると認めるときは、使用を承認しないことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する連続して使用することができる期間には、休館日を含まないものとする。

(使用の内容の変更等)

第9条 第7条第1項の規定によりセンターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) センターの使用の承認を受けた内容の変更をしようとするとき。
- (2) センターの使用の承認を受けた使用時間の繰上げ（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午後、夜間及び昼夜の使用区分に係るものに限る。）の前に使用することをいう。以下同じ。）又は延長（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午前、午後及び昼間の使用区分に係るものに限る。）の後に使用することをいう。以下同じ。）をしようとするとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第7条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(使用料)

第11条 使用者(第4条第3号に規定する者に限る。)は、別表に定める額の使用料を使用の承認を受けた際に納付しなければならない。

2 前項の規定は、第9条の規定によりセンターの使用の承認を受けた内容の変更又は使用時間の繰上げ若しくは延長の承認に係る使用料の納付について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が国、地方公共団体又は市長が特別の理由があると認める団体の場合においては、別に納期限を指定することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)とする。

(1) 国、県又は市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。 使用料の額の全額

(2) 国、県又は市が後援し、又は協賛する事業のために使用するとき。 使用料の額の10分の5に相当する額

(3) 市行政と密接な関係を有し、かつ、地域における自治活動を行うことを目的とする団体又は地域づくりを目的とする団体(市長が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために使用するとき。 使用料の額の全額

(4) 前号に掲げるもののほか、公共的団体(市長が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために使用するとき。 使用料の額の10分の3に相当する額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認める場合においては、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第14条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的でセンターを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第15条 使用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第16条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことを承認したとき

は、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者及び入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第19条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理上の立入り)

第20条 使用者は、関係職員がセンターの管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年3月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(茅ヶ崎市女性センター条例の廃止)

- 2 茅ヶ崎市女性センター条例（昭和57年茅ヶ崎市条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例による茅ヶ崎市女性センターの使用を承認された場合における使用料の還付及び施設又は器具等を破損し、又は滅失した場合における損害賠償又は原状回復については、なお従前の例による。

(使用の承認の手続の特例)

- 4 センターの使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第42号）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成14年条例第21号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市女性センター条例別表の規定は、平成14年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成17年条例第28号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第26号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。  
（茅ヶ崎市青少年会館等の使用料に係る経過措置）
- 4 第3条、第5条、第9条、第12条、第18条及び第23条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第3条、第5条、第9条、第12条、第18条及び第23条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第5条、第9条、第12条及び第23条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用料の免除の申請が施行日前にされた場合に免除する使用料については、第5条、第9条、第12条及び第23条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
（茅ヶ崎公園体験学習センター等の使用料に係る経過措置）
- 9 第3条から第5条まで、第9条、第12条から第14条まで、第20条及び第26条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第3条から第5条まで、第9条、第12条から第14条まで、第20条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

1 基本使用料

施設名	使用区分					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前9時から 午後0時30分 まで	午後0時30分 から午後5時 まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後0時30分 から午後9時 まで	午前9時から 午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
大会議室	2,200	3,030	(3,770) 3,350	5,230	(6,800) 6,390	(9,000) 8,590
第1会議室	410	620	(830) 730	1,040	(1,460) 1,360	(1,880) 1,780
第2会議室	940	1,360	(1,670) 1,460	2,300	(3,030) 2,820	(3,980) 3,770
第3会議室	410	620	(830) 730	1,040	(1,460) 1,360	(1,880) 1,780
和室	1,250	1,670	(1,990) 1,780	2,930	(3,660) 3,450	(4,920) 4,710
実習室	1,360	1,880	(2,200) 1,990	3,240	(4,080) 3,870	(5,440) 5,230

備考 7月から9月までにあつては、「午後9時」とあるのは「午後9時30分」とし、括弧内の額を適用する。

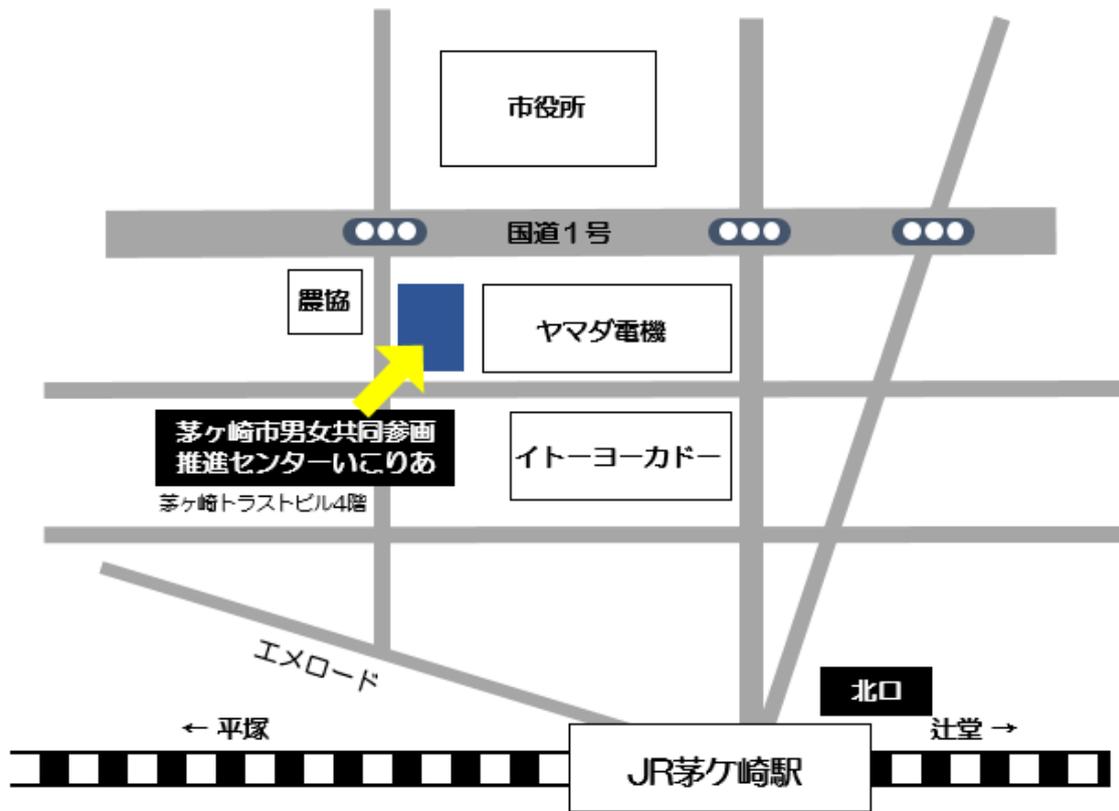
2 繰上使用料

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午後及び夜間にあつてはそれぞれの使用区分、昼夜にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

3 延長使用料

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午前及び午後にあつてはそれぞれの使用区分、昼間にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の10分の3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

## 8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図



茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ  
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階

駐車場はございませんので、公共の交通機関を御利用ください。

なお、自転車でお越しの方は、地下の「新栄町第3自転車駐車場」を御利用ください。

ちがさ貴族  
えぼし麻呂





令和4年度 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（いこりあ）事業概要

令和5（2023）年 8月発行

発行 茅ヶ崎市 文化スポーツ部 多様性社会推進課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市役所本庁舎2階

電話 0467-81-7150

FAX 0467-57-8388

ホームページ

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

